

監査に関する品質管理基準の改訂を公表

—企業会計審議会総会・会計部会合同会合

去る11月16日、企業会計審議会総会・第8回会計部会（会長・部会長ともに徳賀芳弘京都大学名誉教授・特任教授）が開催された。主な審議事項は次のとおり。

監査に関する品質管理基準の改訂

監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書案（2021年11月20日号（No.1628）情報ダイジェスト参照）について、堀江正之監査部会長（日本大学商学部教授）より説明が行われた。

(1) 主な改訂内容

本改訂は、国際的な品質管理に関する基準との整合性を確保しつつ、監査事務所の一層積極的な監査品質の向上に向けた取り組みのため、改訂を行うもの。本年6月に監査部会において公表した公開草案（2021年7月10日号（No.1616）情報ダイジェスト参照）に寄せられた意見を踏まえ、一部修正が行われた。

主な改訂の内容は次のとおり。

- ・リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入
- ・品質管理システムの構成
- ・監査事務所が所属するネットワークへの対応
- ・品質管理システムの評価

品質管理システムの導入に伴い、監査事務所は品質管理システムの整備・運用の状況を適切に把握し、識別した不備に適切に対処するモニタリングおよび改善プロセス、第三者によるチェックを通じた改善の実施について明文化されている。

(2) 適用関係

改訂品質管理基準は、2023年7月1日以後に開始する事業年度または会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度または会計期間）に係る財務諸表の監査から実施する。なお、品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始す

る監査事務所の会計年度の末日から実施可能（早期適用可）。

改訂品質管理基準の実施にあたり、関係法令における所要の整備、および、適用にあたり必要となる実務指針の作成の早急な対応についても要請されている。

意見書案に関して、特段の異論は聞かれなかったため、当初案どおりの内容で11月

19日に公表された（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/2021116.html>）。

最近の会計監査等をめぐる動向

事務局や委員から、「会計監査の在り方に関する懇談会」における論点整理の紹介や、サステナビリティ報告に関する金融審議会ディスクロージャーWGにおける検討状況、会計基準をめぐると最近の状況等についての説明が行われた。

法務

「バーチャル総会の運営実務」、公表

—全株懇

去る11月17日、全国株懇連合会は、提案書「バーチャル総会の運営実務」（以下、「本提案書」という）を取りまとめ、公表した。

本提案書の趣旨

本提案書では、バーチャル総会を、DXの進展、新型コロナウイルス感染症の流行といった背景のもと、政府のバーチャル総会の利用を後押しする迅速な動きやさらなるデジタル活用

推進政策もあり、今後も会員企業の選択肢の1つとしてその存在感を増すものとして、位置づけている。

(1) ハイブリッド型バーチャル株主総会

バーチャル総会のなかでも、今後の利用進展が見込まれるハイブリッド型の運営実務につきとめを行い、総会当日の留意点を案内している。

(2) 改正産業競争力強化法に基づく場所の定めのない（バーチャルオンリー型）株主総会
ハイブリッド型からのさらなる発展形となるバーチャルオンリー型を可能とする産業競争力強化法の改正内容等の概要について解説している。

(3) バーチャルオンリー型株主総会の運営に係る考慮事項
(2)を承けてバーチャルオンリー型株主総会の運営における考慮点等につき付言することにより、バーチャルオンリー型の株主総会開催を指向する会員企業各社の参考に供することを企図している。

(4) その他のDX
株式実務および周辺業務に関するデジタル化の新たなしくみ（音声認識AI、ブロックチェーン技術の活用、電子署名、押印など）について取りまとめ

を試み、バーチャル総会の自社での採用はまだ先と考えている

本提案書の構成

本提案書は、4章構成になっており、各章の概要は、次のとおり。

会員企業を含め、広く各社の取組みに資するよう参考情報の提供をもあわせて行っている。

国際会計

「コベナンツ」の付された非流動負債「EED」、公表——IASB

去る11月19日、IASBは、コベナンツの付された非流動負債に関するガイダンスを定める「コベナンツの付された非流動負債」IASB1号の改訂提案（以下、「公開草案」という）を公表した。

公表の経緯

IASB1号「財務諸表の表示」では、ある負債を非流動に区分するためには、報告期間の末日において少なくとも12カ月間、当該負債の決済を繰り延べる権利を企業が有していなければならないとされている。

IASBは、2020年1月に「負債の流動・非流動への分類」を公表し、企業が負債に関して決済を繰り延べる権利について、当該負債にコベナンツが付されている場合にどのように評価するかを明確にしていた。

その後、IFRS解釈指針委員会が暫定アジェンダ決定で、コベナンツの遵守が報告期間の末日以降の12カ月以内に求めら

れる場合であっても、コベナンツの条件を当該末日に適用した場合に要件を満たさないのであれば、企業には負債の決済を繰り延べる権利はなく、当該負債を流動に区分すべきとしていた。

公開草案の内容

今回の公開草案は、当該アジェンダ暫定決定に対する懸念に対応して公表されている。

公開草案による提案では、企業が報告期間の末日以降12カ月以内に遵守しなければならない条件は、負債の流動・非流動の分類には影響を与えないとされている。代わりに、当該非流動負債を別個に表示して、当該非流動負債に関する条件を開示することが提案されている。

コメント期限

公開草案に対するコメントは、2022年3月21日まで受け付けられている。

経理に効く法律雑学

名誉棄損と侮辱

白川 敬裕

SNSでの誹謗中傷が社会的に深刻な問題となっています。たとえば、A社の代表者Xが、ツイッターに次のようなことを書かれる被害にあったとします。

「A社の代表者Xは反社会的集団○○との関係が深い。A社の収益が○○に流れている」。

このような根拠もないことをネット上に書き込まれると、A社やXの社会的評価（名誉）が低下します。いくら基本的な人権として言論の自由が保障されているといっても、事実でないことを公にして他人の名誉を傷つけることは法的に許されません。

誹謗中傷を意味する法律用語としては、「名誉棄損」と「侮辱」が挙げられます。両者の違いは、「事実を示すかどうか」にあります。価値判断や評価だけでは「事実」とはいえません。ここでいう「事実」とは、「真実かどうか客観的に判定できる事柄」という意味になります。そのような事実を示した誹謗中傷が「名誉棄損」（刑法230①参照）、事実を示さない誹謗中傷が「侮辱」（刑法231参照）といふこととなります。たとえば、先ほどのツイッターの事例は、事実を示していますから、「名誉棄損」に該当します。これに

対し、「Xはバカだ」といった書き込みであれば、事実ではなく、評価による悪口ですから、「侮辱」に該当します。

刑法はインターネットが普及していない時代に制定された法律ですから、ネット上での爆発的な被害拡散は想定されていません。そのため、現行法の法定刑は、名誉棄損罪が「3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金」であるのに対し、侮辱罪は「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」であり、両者に非常に大きな差があります。ネット上での侮辱に対する法改正を求める動きもあり、侮辱罪の厳罰化（1年以下の懲役・禁錮または30万円以下の罰金）を盛り込んだ刑法改正案の要綱が本年10月21日に法務相に答申されました。

名誉棄損の被害にあった場合、加害者に対し、不法行為に基づいた感謝料請求も可能です（民法709）。もともと、社会的な評価を下げる言論が、常に不法行為となるわけではありません。たとえば、「政治家Xが賄賂をもらった」と報道され、それが真実だった場合、そのような報道が違法になることはありません。

社会的評価を下げる言論については、次の3つの要件を充たせば、不法行為にならないとされています。①公共の利害に関する事実であること（非個人的な事柄ではないこと）、②専ら公益を図る目的でなされたこと（非個人的感情的な目的ではないこと）、③発信した内容が真実であると証明されたこと。ただし、③の要件については、結果的に真実でなかったとしても、「相当な理由によって真実だと信じた場合」は、不法行為にならないとされています。社会のため、他人や他社の社会的評価を下げる発信をせざるを得ない場合は、確実な資料や根拠による裏づけをとっておく必要があります。

「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」は、不正競争行為にも該当します（不正競争防止法2①二十一の「営業誹謗行為」）。冒頭の事例において、ツイッターに投稿した加害者が競合するB社の代表者Yだった場合、A社の信用を落とす虚偽の事実を流布したのですから、A社としては、不正競争防止法に基づき、Yに対し法的措置をとることができそうです。

政府援助の開示に関するASU、公表—FASB

去る11月17日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2021-10「政府援助(Government assistance) (トピック832) — 政府援助についての事業会社による開示」を公表した。

公表の経緯

現行では、事業会社により受領された政府援助の会計処理や開示についての特定のガイダンスは存在しない。ASUでは、新しいトピック832を設定しているが、開示を扱っており、現行基準と同様に会計処理は扱っていない。

ASUの内容

政府との取引について、次の年次開示が要求される。

- ・取引の内容の情報および、取引の会計処理に使用される関連する会計方針
- ・取引により影響を受ける貸借対照表・損益計算書の科目とそれらの科目の当期の金額
- ・コミットメントと偶発事象を含む取引の重要な条件

適用関係

ASUのガイダンスは、政府

国際会計

信用損失に関するASU公開草案、公表—FASB

去る11月23日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「金融商品—信用損失(トピック326) — 問題の生じた債務の再編と発生年度ごとの開示(以下、「公開草案」という)を公表した。

現行の規定

現行では、問題の生じた債務の再編(troubled debt restructuring) (以下、「TDR」という)の条件を満たす貸付金の再編と再貸付けには「一般的な認識と測定(以下)が提供されている。

条件の変更がTDRの場合には、追加の予想損失が計上され、特定の開示が要求される。

公開草案の内容

公開草案は、「債権者によるTDR(サブ・トピック310—40)」を削除し、契約の条件変

958—605)の寄付(contribution)モデル)の類推により会計処理している企業に適用される。ASUは2021年12月16日

以降開始する年度から適用され、早期適用は認められる。将来に向かつて、もしくは遡及的に適用される。

更(modification)が新しい貸付けと既存の貸付けの継続のいずれになるのかを決定することを要求している。

また、債務者が財政的に困難な状況である場合の債権者による貸付金の再貸付けと再編に関する開示を強化している。

公開草案は、信用損失を計上する債権(「金融商品—信用損失—償却原価(サブ・トピック326—20)」の範囲の債権)について、発生年度ごとの当期間の貸倒総額(現行の貸倒純額ではなく)の開示を要求している。

適用関係等

公開草案の適用日は未定であるが、原則として、将来に向かつて適用される。

コメント期限は、2021年12月23日である。

経理用語の豆知識



企業結合会計におけるのれんの会計処理

のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、合理的な方法により定期的に償却するとされている。のれんの償却にあたり、留意すべき事項として、①のれんの償却開始時期は企業結合日となる、②のれんを企業結合日に全額費用処理することはできない(金額に重要性が乏しい場合を除く)、③のれんの償却額は販売費及び一般管理費とし、減損処理以外の事由で特別損失に計上することはできない、④関連会社と企業結合したことにより発生したのれんは、持分法による投資評価額に含まれていたのれんの未償却分と区分せず、企業結合日から新たな償却期間にわたり償却する、⑤のれんの償却時期および償却方法は、企業結合ごとに取得企業が決定する、が挙げられる。のれんの未償却残高は減損処理の対象となり、のれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に大きくなる場合やプレミアムが支払われた場合等において減損の兆候があるとされている。



業務処理の電子化の推進

リモートワークの実施にあたっては、伝統的な業務処理(印鑑の押印、オフィス内に限定された電子システムへのアクセス等)が遠隔地から行えないことがその制約要因となる。今後、企業がリモートワークを常態化または進展させていこうとするのであれば、既存の業務処理を電子形式で作成された情報(電子形式情報)や電子的技術を用いた業務処理に変更していくことが前提となる。

企業においては、たとえば、遠隔地から業務処理を実施できるように、電子形式情報の特性を考慮して、情報処理に使用する情報の電子化を図り、複数者が同時にアクセスする等、情報の一元化と承認者・関与者の見直しによって業務処理の速度を高め、効率的に業務処理を行うことを指向していくことが考えられる。さらに、データ形式情報を取引先等の外部から直接に入手し、電子システムに取り込むことにより業務処理の自動化を促すとともに、有効に業務処理を行うことが想定される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年11月19日	EDINETで提出する監査報告書の欄外記載について(お知らせ)	JICPA	2021年5月の公認会計士法改正により、電磁的方法により電子署名を付した監査報告書を作成することが可能になることを踏まえ、監査報告書の作成方法が書面または電磁的方法のいずれにおいても利用可能な記載例を示すもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211119dnhb.html	—
2021年11月19日	監査・保証実務委員会実務指針「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」(公開草案)の公表	JICPA	改正電子帳簿保存法に伴いスキャナ保存制度について要件緩和がなされたこと、企業におけるDXやリモートワークの推進により、企業の取引情報の電子化が一層加速することが見込まれること等に対応して、イメージ文書に係るリスクの識別と評価やリスクへの対応等について取りまとめたもの。コメント期限は2021年12月20日。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20211119cjb.html	今号 第2特集

金融

米FRB議長人事と金融政策の思惑

バイデン米大統領は11月22日、パウエル連邦準備制度理事会(FRB)議長を再任すると発表した。2022年2月8日で1期目の任期を終えるパウエル議長の2期目続投が決まった。おおむね市場の予想どおりで、パウエル議長の続投自体に意外性はないとみられる。

8月のイエレン米財務長官によるパウエル議長再任支持の報道もあり、バイデン大統領も議会での承認可能性を考慮して、パウエル議長続投がメイシンナリオだったとの見方もある。ただ一部では、ブレイナード理事の議長昇格予想もあつたため、その思惑がなくなり不透明材料が1つ消えたことになる。

今回明らかになった人事案では、ブレイナード理事は1月31日に任期が終了するクラリダ副議長の後任として副議長へ就任する。ブレイナード理事は、いわゆるハト派として知られており、パウエル現議長よりもより金融緩和を重視するスタンスである。そのため、仮に議長に就任すれば、パウエル議長の言及

した年内の緩和縮小スケジュールの修正や利上げの先送りの思惑が強まるとみられていた。

一方、クラリダ現副議長は、資産購入縮小ペースを加速させる議論を示唆しており、FRB理事のなかではややタカ派とみられていた。このため、今回の議長、副議長人事は、バランスを取る結果になったともいえる。

また、緩和縮小ペースの加速を主張していたウォーラー理事の退任や、入替え人事があるため、連邦公開市場委員会(FOMC)での投票権を持つメンバーの政策スタンスの全体像は未知数の部分がある。ただし、金融政策の行方を占ううえで重要なのは、人事に加え最新のデータであることに変わりはない。

労働市場のスラック(緩み)が解消せず、インフレ指標の悪化が続く状況を具体的に指摘するFRB理事や連銀総裁も増えている。12月14、15日の次回FOMCまでの雇用統計とインフレ指標に対するFOMCメンバーの発言が注目される。

証券

日本の株価を抑制しているものは何か？

岸田内閣が本格的に動き出した。最初の大事な事は過去最大級の経済対策である。財政支出は約56兆円、GDPの約10%と巨額であるが、コロナ禍に苦しむ国民生活への支援が中心となるため、株式市場へのインパクトは乏しい。成長と分配の好循環というキャッチフレーズが具体化されてこない、株式市場は政策に反応しないとみられる。

現在、株式市場に大きな影響を与えているのが、コロナ禍の動向とそれに連動する社会経済活動の規制の方向性(緩和か強化か)である。日本の現在の感染者数は減少傾向にあるが、欧米主要国や韓国など、多くの国はワクチン接種が進んだにもかかわらず、感染が増加しつつあり、状況は深刻である。

日本の感染状況も現在は落ち着いているとはいえず、今後欧州各国のように感染が再拡大する懸念も指摘されている。

10月以降、緊急事態宣言解除となり、旅行、輸送、外食・小売り、イベントなどの規制が緩和され、需要回復の情報も増え

てきた。こうした業界の業績回復が、現状でも好調な、多くの製造業の業績に加算されることになる。現在、一進一退を続けている日本株価が足取りを変えてもおかしくない状況になってきている。

株価がもたつきを脱することができないのは、投資家がコロナ禍の収束を信ずることができず、いずれ次の感染の波(第6波)が来ることをおそれているからともみられる。これは感染拡大の方向性を判断できず、ワクチンや治療薬の開発でも世界に遅れをとった、政府のコロナ対策やわが国の科学技術への不信感の表れとの声もある。

世界的にみれば、アメリカを中心に原油価格上昇、半導体の需給ひっ迫などがインフレを招き、金利上昇、金融政策転換となつて株式市場を揺さぶるのではないかと、懸念が強まっているようだ。しかし、わが国の場合、やや事情が異なつてコロナ禍への強い懸念が株価を抑えているとも考えられる。